

■ 令和 2 年 4 月のエンジェル税制に関する法令改定について

令和 2 年 4 月 1 日に、エンジェル税制に関する法令が改定されました。

概要は次の通りです。

・株式取得時の優遇措置 A は、次の 2 つが改訂されました。

1. 設立経過年数が 3 年未満から 5 年未満へ拡大されました。
2. 優遇措置の控除額の上限が 1,000 万円から 800 万円に引き下げられました（令和 3 年 1 月 1 日から適用）

ただし、株式取得時の優遇措置 B と株式売却時の優遇措置は従来と同じです。

・投資事業有限責任組合を経由した投資だけでなく、クラウドファンディングを利用した投資についても、国の認定制度が適用されることになりました。

・投資事業有限責任組合およびクラウドファンディングを利用した投資について、国の認定を受けた場合、優遇措置の範囲が拡大され、優遇措置 B だけでなく優遇措置 A についても組合等で確認書を交付することができるようになりました。

・確認申請書類が簡素化され、従来提出が求められておりました次の書類の提出が不要になりました。

ただし、基準日（払込期日等）が令和 2 年 3 月 31 日以前については、従来通り提出が必要です。

1. 定款
2. 事業報告書
3. 確定申告書別表
4. 組織図